

公 示 公 告

平成29年10月2日

次のとおり見積り合せを実施します。

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠井之彦

- 1 件名 国際知財司法シンポジウムにおける空港・宿泊施設間の送迎業務
- 2 調達内容, 履行期限及び履行場所
仕様書(別添「見積り合せ要領」2(3)イの場所で交付する。)のとおりに
- 3 見積書提出期限及び見積書提出場所等
別添「見積り合せ要領」のとおりに

見積り合せ要領

件名：国際知財司法シンポジウムにおける空港・宿泊施設間の送迎業務

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠井之彦

1 一般事項

本見積り合せ要領（以下、「本要領」という。）は、最高裁判所（以下「裁判所」という。）が平成29年10月2日に公示公告した国際知財司法シンポジウムにおける空港・宿泊施設間の送迎業務（以下「業務」という。）に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について、第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書の本調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

2 見積り合せに付する事項

(1) 件名 国際知財司法シンポジウムにおける空港・宿泊施設間の送迎業務

(2) 内容、納入期限及び納入場所

別紙「仕様書」のとおり

(3) 見積書提出期限及び場所

ア 見積書提出期限

平成29年10月16日（月）正午（郵送又はファクシミリによる提出可）

※ファクシミリの場合は、追って原本を提出する必要があります。

イ 見積書提出場所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課運輸係

3 参加者は、上記2(3)ア及びイのとおり見積書を提出してください。

なお、見積金額は、消費税課税業者については、消費税及び地方消費税の金額を必ず記載してください。

ただし、消費税課税業者が消費税及び地方消費税の課税金額を明示しない場合には、消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

4 見積書提出に関する条件

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 見積書提出者は、見積書の提出をもって別記の暴力団排除に関する誓約事項（以下「誓約事項」という。）に同意したものとする。また、契約後に誓約事項に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合には、契約の一部又は全部を解除することができることとする。

(4) 見積書提出者は、裁判所が必要と認めたときは、裁判所の求めに応じ、誓約事項の別添様式により役員等名簿を提出しなければならないが、裁判所に同名簿を提出したときは、誓約事項の記1及び2に該当するか否かを照会する目的で、同名簿記載の個人情

報を警察に提供することについて同意したものとする。

(5) 見積書提出者が暴力団又は暴力団員等であることが判明した場合には公募に参加させないこととする。

5 見積書の提出期限（2(3)ア）を徒過した場合は、無効とします。

6 契約の相手方について

(1) 受注者は、見積書記載金額（消費税及び地方消費税金額を含む。）が、裁判所が定めた予定価格以内で、最低の金額の見積りをした者とします。

(2) 同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者とします。

(3) 上記(2)において、同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代わって裁判所の指定した職員がくじを引きます。

7 照会

本要領の内容に関し、合理的と認められる照会は次の窓口で受け付けます。

なお、照会は書面によることとします。

(1) 受付窓口

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課運輸係

電話 03-3264-8669（ダイヤルイン）

FAX 03-3234-0923

（FAXによる場合は、事前に電話連絡をお願いします。）

(2) 受付時間

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで

（裁判所の休日を除く。）

(3) 照会締切

平成29年10月10日（火）午後4時

8 その他

見積書の作成及び提出にかかる費用等は、提出者の負担とします。

仕様書

1 件名

国際知財司法シンポジウム2017の被招へい者に対するタクシー等による送迎業務

2 概要

(1) 目的

日本で開催される国際知財司法シンポジウム2017に参加する中華人民共和国、大韓民国及びASEAN諸国の各国高位法曹者等が、到着日及び出発日の空港と滞在ホテル間を安全かつ確実に移動できるようにすること。

(2) 予定送迎回数等

後記3の(2)のとおり。なお、予定送迎回数は、発注を保証するものではない。

(3) 支払方法

送迎委託の支払いにつき、下記3の(10)の報告書の検査終了後、受注者は、発注者宛てに請求書を送付し、発注者は請求書受領後30日以内に、受注者の指定する口座に振り込むものとする。

(4) その他

本委託業務は車種及び送迎回数ごとの単価契約によることとする。

3 委託業務内容

(1) 期間 平成29年10月29日（日）から11月3日（金）

(2) 送迎日、送迎区間及び予定送迎回数等

ア 到着日(平成29年10月29日(日))

(ア) 東京国際空港(羽田空港)から東京都千代田区内まで

8回

(イ) 成田国際空港から東京都千代田区内まで

3回

イ 出発日(平成29年11月2日(木))

(ア) 東京都千代田区内から東京国際空港(羽田空港)まで

5回

(イ) 東京都千代田区内から成田国際空港まで

7回

指示のない場合は原則ワンボックスタイプとする。ただし、セダンタイプによる送迎が可能な場合には、(3)の通知の際に併せて指示をする。

(3) 発注者が別紙のとおり提示する航空便の発着時刻、その他発注者からの申入れに合わせ、発注者と受注者との間で十分な調整を図った上で、最終的な送迎の車両を手配すること。

なお、最終的な利用空港、発着時刻及び乗車者の氏名等は、契約締結後速やかに発注者から受注者に通知する。

(4) 到着日は、各空港の到着ターミナルにおいて、ネームボード等による出迎えをし、被招へい者を車両へ誘導すること(ミートサービス)。また、使用する言語は英語とする。

(5) 出発日は、各空港の出国ターミナルの降車場までの送迎とし、空港内の案内は不要とする。

(6) ルートについては、所要時間を考慮した経済的なルートを選択すること。

(7) 受注者は、各被招へい者の送迎が完了した場合は、速やかにその旨を発注者の指定する者に連絡すること。

- (8) 受注者は、到着日の各飛行機の到着時刻の変更等には細心の注意を払って確認を行い、確実に業務を履行すること。
- (9) 遅延により飛行機の発着が早朝深夜となった場合には、見積書記載の時間、金額に基づき、早朝深夜割増料金を支払う。
- (10) 全ての送迎業務完了後、各タクシーの送迎区間における運行の開始、終了時刻及び経路等を記載した詳細な報告書を平成29年11月8日（水）までに発注者に提出すること。
- (11) 一台当たりの代金は、高速道路・有料道路、駐車料金、ミーサービス料金（ネームボード作成料金を含む。）及び回送費用等の付随的な料金等の本契約に係る一切の経費を含んだ定額運賃とする。

4 送迎業務に当たっての留意点

- (1) 運転手は、業務内容に相応しい服装を着用し、他国高位法曹者等に対して、接遇マナーに留意して対応すること。
- (2) 受注者は、契約後速やかに緊急時の連絡先及び連絡方法を記載した書面を発注者に提出すること。
- (3) 運転手は、送迎業務中、道路交通法に抵触しないよう留意した上、受注者又は発注者の指定する者と連絡を取れる態勢にしておくこと。ただし、運転手が業務上必要とする連絡手段（携帯電話、無線機等）は、受注者側の責任において手配すること。

5 業務の履行にあたっての留意事項

- (1) 本委託業務に携わる人員の交通費その他の経費については、受注者の負担とする。
- (2) 仕様書に沿った手配がなされていない等、受注者側の不適切な対応が原因で、送迎業務の実施に重大な支障が生じると発注者が判断した

場合は、受注者の責任において速やかに改善を図ること。

- (3) 受注者は、業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部を第三者に委託することについて、書面による発注者の承諾を受けた場合は、この限りでない。この場合、再受託者の名称その他の必要な事項を発注者に通知し、履行確保及び責任は受注者が負うこと。

6 その他の特記事項

- (1) 受注者は業務の履行に際し知り得た送迎者の情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- (2) 本契約において、疑義が生じた場合や仕様書に明記されていない事項については、双方で誠実に協議して決することとする。

(別紙)

		到着日 : 平成29年10月29日(日)	出発日 : 平成29年11月2日(木)	
国名	到着空港	到着時刻	出発空港	出発時刻
A	羽田	12:50	羽田	17:25
B	羽田	18:35	羽田	12:25
C	羽田	8:50	羽田	11:45
D	成田	6:45	成田	10:50
E	—	—	—	—
F	羽田	17:30	成田	12:40
G	羽田	20:00	羽田	9:35
H	羽田	6:30	成田	13:15
I	羽田	15:05	羽田	16:35
			成田	19:00
J	羽田	15:40	成田	17:15
K	成田	6:50	成田	11:00
L	成田	7:00	成田	9:30